

金融・保険市場におけるトピックス

【世界・市場動向】

○アリアンツが世界の D&O 保険に関する動向を公表

2016年11月28日、アリアンツは、世界のD&O保険を取り巻く環境についての報告書を公表した。同報告書は、世界的に会社役員に対する訴訟リスクが増加傾向にあり、今後は、企業としてより高度なリスク管理体制の構築が必要であると述べている。同報告書の概要は、次のとおりである。

- サイバー被害やデータ管理、株主や規制当局等による行動の高まり、訴訟当事者以外の第三者が訴訟費用の資金提供をする「訴訟ファンド」の台頭などの新たなリスクにより、役員に対する訴訟リスクが世界的に増加傾向にある。
- D&O保険の損害賠償事案の中では、法令違反が最も多い。実際の損害の補てんに上乗せして支払いが求められる懲罰的賠償や、個々の役員に対して法的措置を求める動きも、増加傾向にある。D&O保険の平均損害賠償金額は100万ドルを超えており、大企業の場合には、数億ドルに達することもある。
- 米国では、証券業界における集団訴訟の件数が増加しており、2016年上半期時点で、過去12年間で最高水準に達している。ドイツでも状況は同様であり、過去20年間でアリアンツが取り扱ったD&O保険の損害賠償件数は3倍に達している。米国、欧州、中東、オーストラリアでは、サイバーセキュリティ対策が不適切な事案等のD&O訴訟が増加すると見込まれる。
- 企業の合併・買収(M&A)や売却もD&O訴訟を招く主要なリスク要因であり、今後も急速なペースで続くと予測される。企業はこのようなリスクについて、役員に対して適切な情報提供を行なう必要があるとともに、役員は高度なリスク管理文化を構築する必要がある。

(Business Insurance 2016.12.23、アリアンツ社ウェブサイト)

【世界・自然災害】

○ミュンヘン再保険が2016年は自然災害が多かった年と発表

ミュンヘン再保険によると、2016年の自然災害による世界の経済損失は1,750億米ドル(以下「ドル」)にのぼった。これは、過去有数の自然災害が多発した年である2012年(1,800億ドル)に迫る水準である。被害が大きかった主な災害は、経済損失の大きさ順に、日本の熊本地震(310億ドル)、中国の洪水(200億ドル)、米国のハリケーン・マシュー(102億ドル)、同ルイジアナ洪水(100億ドル)である。

個々の災害の付保損害額は、大きさ順に、日本の熊本地震(60億ドル)、米国のハリ

ケーン・マシュー（38億ドル）、ドイツやフランスの洪水（32億ドル）となっている。付保損害額は約500億ドルで、経済損失に占める割合は29%に留まった。なお、地域別に見ると、北米が54%、オセアニアが40%、欧州が32%、南米が17%、アジアが11%、アフリカが1%となっている。ミュンヘン再保険は、新興市場や発展途上国では保険加入率が低く、自然災害等の影響を緩和するためには保険加入率を高めていくことが重要であると指摘している。

その他、2016年の自然災害に関する特徴は、以下のとおりである。

○ 災害別

河川の氾濫や鉄砲水等の増水による洪水被害が増加しており、経済損失の34%を占めた。これは過去10年平均（21%）に比べ、10%以上も上回っている。

○ 死亡者数

自然災害による死亡者数は8,700名であり、2015年（25,400名）や、過去30年平均（53,200名）と比べて少な目にとどまった。

（ミュンヘン再保険プレスリリース2017.1.4、USA Today 2017.1.4ほか）

【イギリス・規制動向】

○イギリス当局が保険リンク証券に関する規制案を市中協議に

イギリス財務省、健全性監督機構（PRA）および金融行為規制機構（FCA）は2016年11月下旬、2017年4月1日施行予定の保険リンク証券（ILS）に関する規制案を公表し、市中協議に付した。

規制導入の主な目的は、世界的に代替的リスク移転（ART）の市場成長が見込まれる中、ロンドン保険市場にARTの一手法であるILSビジネスを引き寄せることである。イギリス財務省は2015年3月以降、PRA、FCAおよび市場関係者と協調しながら、ソルベンシーIIとの整合性や税制・法人形態等の枠組等を整備すべく、協議を重ねてきていた。今回の市中協議は、2016年3月に実施された市中協議に続く第2回目で、保険リンク証券の引受を行なう保険特別目的事業体（Insurance special purpose vehicles：ISPVs）の具体的な設立認可手続きや、運営等に関する規制の草案を対象としている。

同規制案で中心となるのは「リスク移転規制（Risk Transformation Regulations）」であり、具体的な内容は以下のとおりである。

税制面では、リスクを引き受ける保険特別目的事業体（ISPVs）に対する法人税や、外国人投資家に対する源泉徴収税の免除措置の導入等を図っている。これは、ILS市場としてのロンドン保険市場の競争力を確保することを狙いとしている。

また、保険特別目的事業体（ISPVs）の中に、保護セル会社（Protected cell company：PCC）を、同時に複数、設立することを認めている。これにより、リスク

を引き受ける保険特別目的事業体 (ISPVs) は、法的に完全に分離された複数の保護セル会社 (PCC) にリスクを分散することが可能になる。特定の保護セル会社 (PCC) が清算となった場合でも、他の保護セル会社 (PCC) や保険特別目的事業体 (ISPVs) 全体に支払履行やソルベンシーへの影響が及ぶ可能性を排除することで、ソルベンシーⅡの要件を充足するなど、元受保険会社や投資家への信頼を確保することが可能となる。

(イギリス政府リリース 2016.11.23、AM Best 2016.11.28 ほか)

【イギリス・規制動向】

○司法省：むちうち症請求にかかわる請求手続きの改革案を公表

イギリス司法省は 2016 年 11 月中旬、むちうち症による保険金請求の件数増加に対応するための改革案を公表し、市中協議に付した。

市中協議に付された改革案で中心となるのは、むちうち症の軽傷被害者について、補償を受ける権利を廃止するか、または保険金請求できる金額に上限を設けようとする点である。上限を設けるとした場合、現在平均して 1,850 ポンド[＊] (約 27 万円) が支払われているむちうち症関連の保険金が、最高でも 425 ポンド[＊] (約 6 万円) まで引き下げられると予想されている。

その他、改革案には次の内容が含まれている。

- 重傷被害者に支払う保険金について、透明性のある支払金額表 (タリフ) を導入
- すべての人身傷害事案について、少額訴訟できる事案の金額を 1,000 ポンド[＊] (約 14 万円) から 5,000 ポンド[＊] (約 72 万円) に引上げ
- 保険金支払いに際し、少額傷害案件についても専門機関の医療報告書を必須化

このような改革案を公表するに至った背景には、イギリスの道路事情がヨーロッパでもっとも安全で、かつ事故件数が低下しているにもかかわらず、10 年前と比較してむちうち症の保険金請求件数が 5 割以上も増加しているという事情がある。こうした事態は、軽傷事案を誇張して請求する保険金詐欺集団によって助長されており、結果として善良な一般の自動車運転者の保険料負担の引き上げを招いている。

司法省は、改革案が実施されれば、自動車運転者の保険料が平均して年間 40 ポンド[＊] (約 5,700 円) 引き下げられると試算している。保険業界もこれに呼応して、改革により実現される年間 10 億ポンド[＊] (1,430 億円) 相当の金額を顧客に還元することを誓約している。

(イギリス政府リリース 2016.11.17、AM Best 2016.11.28)

【米国・市場動向】

○AIG がテロ保険の限度額を引き上げ

2016年10月26日、米国保険会社大手のAIGは、テロリスク・カバーの補償限度額を、従来の2億5,000万ドルから、4倍の10億ドルに上げると発表した。

Marshのレポートによると、これまで10億ドルまでのテロリスクのカバーを提供できる保険事業者は、Lloyd's 保険市場と、Berkshire Hathaway 傘下の National Fire & Marine に限られていたが、新たにAIGが加わったことになる。

AIGがこのような措置に踏み切った背景には、産業界でテロリスク・カバーへの需要が高まっていることが挙げられる。特に、テロリスクが高いとされる都市に進出する国際企業や、イベント運営、ホテル、給食サービス等の業界で需要が高まっている。米国の保険情報協会（I.I.I.）によれば、現在テロ保険に加入している米国企業は約60%にのぼる。

近年、米国内の銃乱射事件や、パリ、ブリュッセル、イスタンブール等で発生したテロの例のように、テロの標的も観光地、市民の集会所、劇場、運動施設等の警備や警戒が薄く、テロ攻撃の標的となりやすい「ソフト・ターゲット」へと変化している。テロリスクをカバーしたい企業側は、こうしたテロの多様化、頻発化に注目しており、施設や従業員の生命に対する直接的損害だけでなく、事業の中断による間接的損害の大きさについても懸念を深めている。

こうした背景から、今後大手保険会社によるテロリスク・カバーの提供が増加することが予想される。AIGは、大学との共同プロジェクトへの投資等により、リスク分析能力の強化に乗り出している。

(Business Insurance 2016.11, Insurance Journal/Reuters 2016.10.26 ほか)

【香港・規制動向】

○企業統治に関するガイダンスノートを改定

2016年10月、香港の保険監督官庁である保険業監理処（OCI）は、香港で保険事業を行う保険会社に対してOCIが期待する企業統治の最低基準を定めたガイダンスノート（GN10）を14年ぶりに改定した。改定ガイダンスノート（改定版GN10）は、主に企業統治、内部統制システムおよびリスク管理体制に関して、国際保険者国際機構（IAIS）が策定した保険基本原則（ICP7およびICP8）を反映したものである。主な改定点は以下のとおりであり、2017年1月1日より発効となる（【※】は2018年1月1日より発効予定）。

- 独立非業務執行取締役（INED）の構成割合を、全構成員数の1/5から1/3に拡大【※】。
- 取締役会議長とCEOの兼任禁止を義務化（従来は兼任禁止を推奨）。

- リスク委員会の設置の義務化（従来は監査委員会のみ設置を義務付け）【※】。
- 監査委員会の議長を INED にすることを義務化（構成員の過半数を INED とすることを推奨）。
- 取締役会による各委員会とその構成員の評価の実施（年 1 回以上）を義務化（取締役会の評価については特段規定されていないが、取締役会全体の弱点等を明確化させ、適切な方法で改善に取り組むべきであるとした）。
- 報酬制度設計にあたっての基本的な考え方（健全性の確保、事業戦略および業績連動要素の反映、取締役会による機関決定等）の明確化【※】。
- 内部監査、リスク管理、財務管理、コンプライアンス、保険数理および保険仲介者管理を行なう主要な上級管理職（Key Person）の任命に際し、規制当局の事前承認を義務化（保険会社条例の改正等、関連法令の制定により発効予定）。

（Asia Insurance Review 2016.12、OCI ウェブサイトほか）

【韓国・市場動向】

○アリアンツが韓国の損害保険市場への再参入を準備

2016 年 11 月上旬に、欧州最大の保険会社であるアリアンツ・グループが企業向け海上保険、航空保険、法人向けビジネス保険を販売するアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャリティズ（AGCS）の支店設立を目指し、韓国の金融委員会（FSC）に認可を申請した。これはアリアンツ・グループによる韓国損害保険市場への再参入であり、2017 年初めには正式認可が得られる可能性が高いと見られている。

近年、韓国金融市場の低金利傾向を受け、外資系金融会社が相次いで撤退している。アリアンツは 2002 年に韓国アリアンツ火災海上を設立したが、生保部門（アリアンツ生命コリア）と資産運用部門に事業を集中させるため、設立 1 年後には損害保険事業から撤退し、高利回り・高配当の生保商品の営業を続けてきた。しかし、低金利がアリアンツの販売路線にとって過大な負担となり、2016 年 4 月にアリアンツ生命コリアを中国の安邦保険グループに売却し、韓国から完全撤退することを発表していた（2016 年 12 月に売却完了）。

アリアンツが再参入する理由は、韓国損保業界において競争相手が少ない火災・海上・航空などの企業保険分野が今後の成長分野であると判断し、他社に先んじるためではないかとする業界関係者が多い。

（韓国毎日経済 2016.11.17、Insurance Business 2016.11.18 ほか）

【オセアニア・市場動向】

○ニュージーランド政府が非構造物の耐震対策について実務的要領を公表

2016 年 11 月 23 日、ニュージーランド政府は、震災時の商業ビルの安全性と耐震性を改善するために、建築業界に対して、建物の主要な構築物の対象とはみなされない

天井、ダクト等の「非構造物」について、設計・施工時の耐震対策についての留意点を示した実務的要領（practice advisories）を公表した。

これは、同月に発生したカイコウラの大地震をはじめ、過去に発生した地震による被害の多くが、天井パネルや天井裏の空調用ダクト、消火用スプリンクラー等の崩落や、キャビネット、収納ラック等の落下によるものであったとの結果を受けて作成されたものである。非構造物の耐震対策は、建物の設計や施工の際にほとんど考慮されていなかった。

建物・住宅省担当大臣は、「同実務要領は、建築家、技師、請負業者等の、建築法の下での責任を改めて明確化させるものである。これら関係者は、非構造物の崩落リスクを確実に減少させなければならない」とコメントしている。

この政府の動きを受けて、ニュージーランド保険協議会（ICNZ）も同様の見解を示し、カイコウラ大地震に伴う商業施設の被害の重大な原因は、非構造物の耐震ガイドラインが守られていないことであるとした。また、今後は、商業施設の耐震性検査を実施する際には、非構造物についても耐震ガイドラインに適合していることを各地方自治体に確認することを義務付けるよう、中央政府に改めて要請した。

（Asia Insurance Review 2016.11.24 ほか）